

建 技 第 541 号
令和7年3月24日

部 内 各 所 属 長 殿

土 木 部 長

UAVを用いた三次元点群測量業務の実施について

このことについて、UAVを用いた三次元点群測量業務実施要領を改定し、以下のとおり実施することとしましたので通知します。

また、今年度より試行工事の対象から外すこととしましたので、各所属において積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

1 改定内容

別添のUAVを用いた三次元点群測量業務実施要領（令和7年4月 富山県土木部）のとおりに

2 適用

令和7年4月1日以降に作成する設計書から適用する

（事務担当 建設技術企画課技術指導係）